

岐阜県公報

第 二 百 七 十 八 号
令 和 四 年 三 月 一 日
(火 曜 日)

目 次

告 示

道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	九一
都市計画下水道事業の変更認可 (公共下水道)	(下 水 道 課)	九二
令和四年度技能検定 (前期及び随時) の実施	(勞 働 雇 用 課)	九二
県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定	(農 地 整 備 課)	九六
県営土地改良事業の変更計画の決定	(同)	九六
令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建 築 指 導 課)	九六
令和四年度岐阜県職員採用大学卒程度試験 (行政) の実施	(人 事 委 員 会)	九七
令和四年度岐阜県警察官採用試験の実施	(同)	九九

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

告 示

岐阜県告示第八十四号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

道路の種類	一般国道
路線名	二百四十八号
区 間	関市山田字新大栗一〇六三番六地先から同市同字門田七一番一四地先まで
延長 (メートル)	三九八
供用開始の期日	令和四・三・一
備考 (区域又は決定又は変更の又は年月日告示のほか)	平成二・三・三〇

岐阜県告示第八十五号

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及

令和四年三月一日

ひ岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
七	中野方線 宗線	恵那市中野方町字浜井場二二 五〇番一地从先から 同 市 同 町 字 同 一八番一地从先まで	三〇・〇	令和 四・三・一	平成 六・八・五

岐阜県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により海津都市計画
下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条
第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

海津市

二 都市計画事業の種類及び名称

海津都市計画下水道事業 海津市公共下水道

三 事業施行期間

平成四年一月二十四日から

令和六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

公 示

令和四年度技能検定（前期及び随時）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により
令和四年度技能検定（前期及び随時）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進
法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示し
ます。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、一級、二級、三級、単一等級及び基礎級に区分し、実技試験及び学科
試験によって行います。

二 前期に実施する等級区分及び検定職種（作業）

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、
金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普
通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面
研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセン
タ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属
プレス加工（金属プレス作業）、建築板金（内外装板金作業）、仕上げ（治工具仕上
げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切
削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立
て（電子機器組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、建設機械整備（建
設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、
印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及び真空成形作業）、
強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石張り作業及び石積み
作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロッ
ク工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工
（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業及びシーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工

(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

2 二級

金属熱処理(高周波・炎熱処理作業)

3 三級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンター作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、塗装(金属塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)(ただし、機械検査(機械検査作業)にあつては、学科試験のみ実施する。)

4 単一等級

路面標示施工(溶融ペイントハンドメーカー工事作業及び加熱ペイントマシンメーカー工事作業)

三 随時実施する等級区分及び検定職種(作業)

1 二級

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工(丸編み工作業)、染色(系浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編み

ニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

なお、二級の試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「旧規則」という。)第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受検することができます。

2 三級及び基礎級

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業)、鍛造(プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンター作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンネルダイカスト作業及びコールドチャンネルダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て

作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、冷凍空調和機器施工(冷凍空調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製地下工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

なお、三級の試験については、基礎級又は旧規則第六十一条に規定する基礎一級若しくは基礎二級の技能検定に合格した者に限り受検することができます。

四 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十七号)で定める額とします。

2 学科試験 三千百円

五 実施期日

1 前期

(一) 実技試験

令和四年六月七日(火)から同年九月十一日(日)までの間において、別途岐

岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

(二) 学科試験

(1) 令和四年七月十日(日)に実施する検定職種

三級

園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、塗装及びフラワー装飾

(2) 令和四年八月二十一日(日)に実施する検定職種

ア 一級、二級及び三級

金属熱処理

イ 一級及び二級

造園、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

(3) 令和四年八月二十八日(日)に実施する検定職種

一級及び二級

機械加工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び内装仕上げ施工

(4) 令和四年九月四日(日)に実施する検定職種

ア 一級及び二級

園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾

イ 単一等級

路面標示施工

2 随時

実技試験及び学科試験は、令和四年四月一日(金)から令和五年三月三十一日(金)までの間において、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

六 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

七 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ岐阜県職業能力開発協会において公表するとともに、

受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

前期試験の問題の公表は、令和四年五月三十一日（火）から行います。

八 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 前期

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し

(4) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(二) 随時

(1) 県が指定する技能検定受検申請書

(2) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(3) 四に定める手数料の振込金受取書（受付書）の写し

2 提出先

〒五〇九 〇一〇九 各務原市テクノプラザ二丁目一八番地 岐阜県人材開発支援センター内 岐阜県職業能力開発協会（前期については電話〇五八 二六〇 八六八六、随時については電話〇五八 三三二 三六七八）

3 受付期間

(一) 前期

令和四年四月四日（月）から同月十五日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(二) 随時

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検には原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 提出書類等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。また、試験の免除を受けようとするときは、そ

の資格を証する書面の写しを同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付けます。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要があります。

(五) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

九 合格の発表等

1 前期

(一) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、令和四年七月十日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十六日（金）、その他の検定職種に関しては同年九月三十日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に掲示されます。

(二) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から、令和四年七月十日（日）に学科試験を実施する検定職種に関しては同年八月二十六日（金）付けの書面で、その他の検定職種に関しては同年九月三十日（金）付けの書面で通知されます。

(三) 技能検定合格証書等の交付

一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能士章が交付されます。

2 随時

(一) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会が書面で通知します。

(二) 技能検定合格証書等の交付

合格者には、知事名の合格証書が交付されます。

このほか、二級及び三級合格者には、厚生労働大臣から、技能士章が交付されます。

十 試験結果の提供

- 1 提供する試験結果
- 2 学科試験及び実技試験（計画立案等作業試験及び判断等試験）の得点
- 3 提供期間
- 4 合格発表の日から一月間
- 5 提供する場所
- 6 情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階、電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）
- 7 提供を受けるために必要な書類等
- 8 受検票
- 9 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 10 その他

技能検定についてご不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三二六）又は岐阜県職業能力開発協会（前期については電話〇五八 二六〇 八六八六、随時については電話〇五八 三三二 三六七八）までお問い合わせください。

県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	岩倉大地区	縦覧場所	瑞浪市役所	縦覧期間	令和四・三・三〇から 同三・三〇まで
----------	-------	------	-------	------	-----------------------

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	小泉地区	縦覧場所	恵那市役所	縦覧期間	令和四・三・三〇から 同三・三〇まで
----------	------	------	-------	------	-----------------------

令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和四年三月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

令和四年七月三日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和四年九月十一日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験
学科の試験

令和四年七月二十四日(日) 午前十時十分から午後五時二十分まで
設計製図の試験
令和四年十月九日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験

2 木造建築士試験

学科の試験

各務原市那加桐野町五 六八 東海学院大学 東キャンパス本館
設計製図の試験
各務原市テクノプラザ一 二一 岐阜県成長産業人材育成センター

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び受付時間
令和四年四月一日(金) から同月十四日(木) まで
受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetic.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 インターネット以外による受験申込み

インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、別途受付方法の案内がありますので、令和四年四月六日(水) までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話番号〇五〇 三〇三三 三八二二) までお問い合わせください。

四 学科試験の免除

令和二年又は令和三年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科

の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

令和四年十二月一日(木) の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は令和四年八月二十三日(火) に、木造建築士は同年九月六日(火) に発表の予定

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、令和四年六月八日(水) 頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetic.or.jp/>) において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部(電話番号〇五〇 三〇三三 三八二二) にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二 二六一 六八一六) 又は公益社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八 二二五 九三六一) に問い合わせてください。

令和四年度岐阜県職員採用大学卒程度試験(行政) の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第十八条の規定により、令和四年度岐阜県職員採用大学卒程度試験(行政) を次のとおり実施します。

令和四年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的な業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
大学卒程度試験	行政	十人程度

二 受験資格

試験名	試験区分	受 験 資 格
大学卒業程度試験	行 政	次に掲げる人 一 令和四年四月一日における年齢が二十一歳以上三十九歳未満の人 二 令和四年四月一日における年齢が二十一歳未満の人で次に掲げるもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は令和五年三月までに卒業見込みの人 ロ 人事委員会がイに掲げる人と同等の資格があると認める人

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- また、受験資格の有無、申込入力事項等の真否について確認を行います。入力内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

- (一) 日時及び場所
令和四年四月十七日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。
- (二) 方法
 - (1) 教養試験
公務員として必要な一般的知能(文章読解能力、数的能力及び判断推理能力)及び一般的知識(人文・社会、自然に関する一般知識及び基礎英語)について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で一時間にわたって行います。
 - (2) 論文試験
識見、論理性、思考力等について試験を行います。

(三) 合格者発表

令和四年五月六日(金)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみメールアドレスを通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和四年五月二十日から五月二十四日までの間(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者にメールで通知します。

(二) 方法

- (1) 口述試験
人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 適性検査
職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
- (三) 合格者発表
第二次試験の結果に基づいて第二次試験合格者を決定の上、令和四年六月上旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみメールで結果を通知します。

3 第三次試験

第二次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和四年六月十三日及び十五日(予定)に岐阜市において行います。
なお、詳細は、第二次試験合格者にメールで通知します。

(二) 方法

- (1) 口述試験
人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。
- (2) 集団討論試験
社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(三) 合格者発表

第二次試験、第三次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、令和四年六月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第三次試験受験者全員に可否の結果をメールで通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として令和五年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された人が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

なお、平成十三年四月二日以降に生まれた人で、令和五年三月三十一日までに大学を卒業見込みで受験したものについては、卒業できなかった場合は、採用されません。令和四年度の新規採用者の給料月額は、大卒者で十九万二千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 受験申込みの方法

岐阜県公式ホームページにおいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4024.html>

2 受付期間

令和四年三月一日（火）から三月二十二日（火）まで

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験及び第三次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

令和四年度岐阜県警察官採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条の規定により、令和四年度岐阜県警察官採用試験を次のとおり実施します。

令和四年三月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。
一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官 A（男性）	五十人程度
	警察官 A（女性）	十五人程度
警察官 A（情報技術）	若干人	

二 職務内容

警察官として、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受験資格
警察官 A（男性） 警察官 A（女性） 警察官 A（情報技術）	次に掲げる人 一 令和四年四月一日における年齢が三十五歳未満の人で、大学を卒業したもの又は令和五年三月までに大学を卒業する見込みのもの 二 人事委員会が一に掲げる人と同等の資格があると認める人

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができません。

- 1 日本の国籍を有しない人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない人
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和四年五月八日(日) 午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

(2) 専門試験(警察官 A (情報技術)のみ)

コンピュータシステム関連のハードウェア・ソフトウェア全般、通信ネットワーク、情報セキュリティ、セキュリティ関連法規等の専門的知識について、択一式及び記述式による筆記試験を一時間三十分に行います。

(3) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(4) 資格加算

柔道、剣道、語学(英語、中国語、ポルトガル語又は韓国語)、筆記、情報処理又はスポーツ経歴における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

令和四年五月十七日(火)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和四年六月上旬から同月下旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検 査 基 準
視 力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色 覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います(検査予定種目 反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシャトルラン)。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定

3 最終合格者の発表
 の身体検査書の提出を求めます。)

第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、令和四年七月中旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定日は、原則として令和五年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

令和四年度新規採用者の初任給は、大学卒業等で二十一万六千円(予定)で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 受験申込みの方法

岐阜県公式ホームページにおいて、必要な事項を入力して申し込んでください。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/16930.html>

2 受付期間

令和四年三月一日(火)から同年四月七日(木)まで

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の

得点・結果、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課(電話 五八二七二一八七九六)、岐阜県警察本部警務課(電話 五八二七二二四二四 内線二六三三)又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

令和四年三月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社